

## 事業所用家屋の貸付状況に係る申告の手引き

大阪市では大阪市市税条例第152条の規定により、事業者に貸し付けている事業所用家屋（以下「貸ビル等」といいます。）について、事業所税などの課税資料とするため、その所有者（所有者から賃借し、実際の入居者に転貸している転貸者を含みます。）からその貸付状況などを申告していただいております。

**この申告は、入居者に対し、貸し付けている部分の床面積を確認するための資料として必要となるもので、貸ビル等の所有者に、税負担を求めるものではありません。**

- この手引きは、貸ビル等の所有者が新たに貸し付けを行った場合や、既に申告した貸ビル等の事業所床面積又は入居者の専用床面積等に異動が生じた場合などに提出していただく、「事業所用家屋（貸ビル等）申告書」などを作成するときに必要とされる一般的事項について説明しています。
- 申告書及び別表の具体的な記載方法については、この手引きの記載例を参考にしてください。
- 新たに貸し付けを行った場合に提出していただく書類は、次のとおりです。
  - A 「事業所用家屋（貸ビル等）申告書」・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
  - B 「事業所用家屋（貸ビル等）貸付（使用）状況明細書（別表1）」・・ P. 7
  - C 「一部共用に係る計算書（別表2）」・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
- 上記の申告書を提出された後に、入居者の異動（転出及び転入）が生じた場合に提出していただく書類は、次のとおりです。
  - D 「事業所用家屋（貸ビル等）入居者異動申告書」・・・・・・・・ P. 9
- ◎ 申告書及び別表は大阪市ホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。  
(Excel及びPDF形式で掲載しています。)

大阪市ホームページ：「事業所用家屋の貸付状況にかかる申告」

大阪市 貸ビル申告書

検索 

### ※お願い

貸ビル等の入居者から、事業所税の申告の際に必要な事業所床面積などについて照会があった場合には、「事業所用家屋（貸ビル等）申告書」などにより申告いただいた次の事項を回答していただきますようご協力をお願いします。

#### ●事業所税の申告の際に必要な事項

- ・貸ビル等の専用部分の延床面積
- ・入居者の専用床面積
- ・共用床面積
  - ① 消防設備等に係る共用床面積
  - ② 防災に関する施設又は設備に係る共用床面積（全部非課税部分及び2分の1非課税部分）
  - ③ ①及び②以外の非課税に係る共用床面積
  - ④ ①～③以外の共用床面積

※ ①及び②については、申告対象となる貸ビル等が特定防火対象物に該当する場合に限りです。

## 第1 事業所税の概要

事業所税には資産割と従業者割があり、市内のすべての事業所等を合算して次のように課税されます。

		資産割	従業者割
課税客體		事業所等において法人又は個人が行う事業	
納税義務者		事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準		課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の床面積(事業所床面積)	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課税標準の算定期間	法人	事業年度	
	個人	課税期間(1月1日から12月31日)	
税率		1㎡につき年額600円	従業者給与総額の100分の0.25
免税点		事業所床面積1,000㎡以下	従業者数100人以下
		課税標準の算定期間の末日の現況による	
徴収方法		申告納付	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2か月を経過する日	
	個人	翌年の3月15日	

## 第2 事業所用家屋の貸付状況に係る申告について

### 1 事業所用家屋の貸付状況に係る申告のあらまし

貸ビル等を貸し付けている方は、その床面積等必要な事項について、次の要領により申告してください。

区分	申告が必要な場合	申告義務者	申告期限	申告事項	申告に用いる申告書の種類
1	事業所税の納税義務者に新たに事業所用家屋を貸し付けた場合	事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けた者	貸し付けを行った日の属する月の翌月末日	貸し付けを行った日現在の貸付状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業所用家屋(貸ビル等)申告書」</li> <li>・「事業所用家屋(貸ビル等)貸付(使用)状況明細書」(別表1)</li> <li>・「一部共用に係る計算書」(別表2)</li> </ul>
2	入居者に異動(転出及び転入)が生じた場合	同上	異動の生じた日の属する月の翌月末日	異動のあった入居者の名称など	・「事業所用家屋(貸ビル等)入居者異動申告書」
	上記以外の申告事項に異動が生じた場合※	同上	同上	上記以外の申告事項の異動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業所用家屋(貸ビル等)申告書」</li> <li>・「事業所用家屋(貸ビル等)貸付(使用)状況明細書」(別表1)</li> <li>・「一部共用に係る計算書」(別表2)</li> </ul>
3	事業所用家屋の貸し付けを廃止した場合	事業所用家屋の貸し付けを廃止した者	貸し付けを廃止した日の属する月の翌月末日	貸し付けを廃止した年月日など	・「事業所用家屋(貸ビル等)申告書」

※ 事業所用家屋(貸ビル等)の事業所床面積に異動があった場合や、入居者の専用床面積又は共用床面積に異動があった場合等を指します。

## 2 事業所用家屋（貸ビル等）申告書の提出方法等

「事業所用家屋（貸ビル等）申告書」や「事業所用家屋（貸ビル等）入居者異動申告書」の提出は、船場法人市税事務所受付窓口までお持ちいただくか、郵便又は信書便で送付してください。  
あて先は次のとおりです。

### （申告書の提出 及び お問い合わせ先）

〒541-8551 大阪市中央区船場中央1丁目4番3-203号  
船場センタービル3号館2階北側  
船場法人市税事務所 事業所税グループ  
電話 06-4705-2934

注 電話、ファックス、電子メールでは受け付けておりません。

注 郵便等で提出される場合は、提出用（複写式2枚目）のみを送付してください。

注 控に受付印が必要な方については、控用と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

なお、大阪市のホームページからダウンロードした場合は、記入した申告書等をコピーしていただき、申告書の欄外（右上）に「控」と記載したものを同封してください。（建物の所在地及び名称欄に印字がされているものが送付された場合も同様）

### 貸ビル等の貸付状況に係る電子申告について

大阪市では、貸ビル等の貸付状況に係る申告について、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる受付を行っています。

eLTAXは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

新たに電子申告を行う場合には、事前に利用の届出や対応ソフトウェアのダウンロード等が必要です。手続きの詳細については、eLTAX ホームページをご参照ください。

※本市におけるP.1のA～C様式は、eLTAXでの「事業所用家屋貸付等申告書」に該当します。

ただし、「事業所用家屋（貸ビル等）入居者異動申告書」（P.1のD様式）については、eLTAXにおいて該当する様式がありませんので、お手数ですが、船場法人市税事務所まで郵送等でご提出ください。

エルタックス

検索 

### 3 用語の意味

#### (1) 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積（各階の合計床面積）及び入居者ごとの事業所等の用に供する床面積をいいます。ただし、事業所用家屋である家屋に専ら事業所等の用に供するための共用部分があるときは、次の算式によって事業所床面積を算出します。

注 共用部分の判定は、当該事業所用家屋の構造、当該部分の効用及び使用の実態によりますので、賃貸借契約に共用部分の利用が記されているかは問いません。

$$\text{事業所床面積} = \text{事業所部分の専用床面積} + \frac{\text{専ら事業所等の用に供する各共用部分の延床面積の合計} \times \text{事業所部分の専用面積}}{\text{各共用部分に対応する事業所部分の専用床面積の合計}}$$

#### (2) 事業所用家屋

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供されているものをいいます。

なお、事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。したがって、不動産登記法の建物とも原則として意義を同じくしますが、具体的には、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といいます。

#### (3) 共用部分

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的には、エレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室、パイプスペース、塔屋等が共用部分に含まれます。

注 管理室及び管理用品庫などの貸ビル等の管理のための施設は共用部分ではなく、当該貸ビル業者の専用部分となります。

#### (4) 一部共用部分

共用部分のうち、一部の入居者のみに係る共用部分是一部共用として、当該一部共用に係る入居者のみの専用部分の割合によりあん分計算を行うこととなります。

具体的には、専用貸し（特定貸し）である地下駐車場における車路等が一部共用に含まれます。

専用貸し地下駐車場の一部共用部分の計算方法については、駐車場を専用借りする者の間で、それぞれが専用している駐車場の面積比によってあん分計算を行ってください。（P. 8の記載例をご参照ください。）なお、1台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、駐車台数であん分計算を行っていただいても差し支えありません。

#### (5) 特定防火対象物

一定規模以上の飲食店、スーパーマーケット又はホテル等がある場合は、消防法に基づく「特定防火対象物」となり、消防用設備や防火設備には事業所税の非課税が適用される部分があります。なお、飲食店等のない事務所だけの事業所用家屋は特定防火対象物には該当しません。

#### 4 駐車場の取扱いについて

貸ビル等の駐車場は、原則として当該駐車場を管理・運営する者が納税義務者となります。

したがって、駐車場の管理責任が貸ビル業者にある場合は当該貸ビル業者が、駐車場経営者にある場合は当該駐車場経営者が納税義務者となります。

また、当該駐車場が貸ビル業者及び駐車場経営者の直接営業に係るものではなく、その管理責任も直接負っていない場合には、当該貸ビル内で事業を営む者が納税義務者となります。

### 第3 「事業所用家屋（貸ビル等）申告書」などの記載例（貸付開始申告の場合）

事業所用家屋の貸し付けを開始した場合の「事業所用家屋（貸ビル等）申告書」などの書き方について、記載例を掲げていますので、参考にしてください。

なお、事業所床面積の異動申告に係る申告書の書き方については、貸付開始申告の例に準じて記載してください。

#### 記載例（概要）

おおさかビル1号館の概要は次のとおりです。

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1 所在地               | 大阪市北区中之島1-3-20        |
| 2 貸主の所在地及び名称        | 大阪市北区中之島1-3-20 大阪株式会社 |
| 3 用途及び階数            | 店舗及び事務所・地上6階地下1階      |
| 4 当該ビルは特定防火対象物である。  |                       |
| 5 床面積               |                       |
| (1) ビル全体の床面積        | 9,900.00㎡             |
| (2) 全部の入居者の用に供する床面積 | 2,900.00㎡             |
| ア 消防用設備等に係る共用床面積    | 100.00㎡               |
| イ 防災に関する設備等に係る共用床面積 | 480.10㎡               |
| 全部非課税               | 250.00㎡               |
| 1/2が非課税（460.20㎡）    | 230.10㎡               |
| ウ ア・イ以外の共用床面積       | 2,319.90㎡             |
| (3) 一部の入居者の用に供する床面積 | 1,500.00㎡             |
| 地下1階の駐車場部分          | 専用 900.00㎡            |
| （大阪株式会社 外2社）        | 共用 600.00㎡            |

# 事業所用家屋（貸ビル等）申告書記載例

## 一般的留意事項

- 1 この申告書は**1枚目が適用**、**2枚目が提出用**で複写式となっております。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 床面積の各欄は、1㎡の100分の1未満を切り捨ててお書きください。

次のようにお書きください。  
**ア** 新たに貸し付けを行った場合は、「**貸付開始**」  
**イ** 既に申告した床面積に異動が生じた場合は、「**事業所床面積異動**」  
**ウ** 貸し付けを廃止した場合（取壊、譲渡、用途変更）は、「**貸付廃止**」

事業所用家屋の貸主（管理者も可）又は転貸者の住所（所在地、氏名（名称）をお書きください。

この申告に応答する担当者の氏名及び課・係名・電話番号をお書きください。

事業所用家屋を新たに貸し付けることとなった年月日又は既に申告した床面積に異動が生じた年月日をお書きください。

家屋の延床面積をお書きください。なお、居住用部分がある場合はその部分も含まれます。

専用部分（共用部分以外のもの）の延床面積を事業所用部分及び居住用部分の別にお書きください。

共用部分の延床面積をお書きください。なお、一部の入居者のみに係る共用部分（一部共用部分）がある場合は、その部分の床面積は含まれません。

①欄の床面積をお書きください。

一部の入居者のみに係る共用部分がある場合（別表2を作成した場合）にお書きください。この場合⑦欄は別表2の①欄の計と、⑧欄は別表2の⑦欄の計と一致します。

## 事業所用家屋（貸ビル等）貸付開始 申告書

※ 登録番号		※ 知照事項	
発行年月日	受付点	欄	力
〒	〒		
大阪府	大阪市	北区	中之島1-3-20
建物所在地	建物名称	階数	用途
大阪市北区中之島1-3-20	おおさかビル1号館	地上6階 地下1階	店舗・事務所
住所	氏名	職名	電話番号
大阪市北区中之島1-3-20	三井物産株式会社	大阪 三井物産株式会社 大阪 三井物産株式会社 大阪 三井物産株式会社	06-6208-XXXX
転貸者	氏名	職名	電話番号
大阪 三井物産株式会社	三井物産株式会社	大阪 三井物産株式会社	06-6208-XXXX
この申告に 応答する 担当者の 氏名	氏名	職名	電話番号
大阪市長	大阪市長	大阪市長	大阪市長

大阪市条例第152条の規定により事業所用家屋の貸付状況等を次のとおり申告します。

事業所用家屋の貸付開始・事業所床面積の異動申告		非課税施設に係る共用床面積内訳(⑤欄の内訳)	
貸付開始・異動年月日	令和8年4月1日	千	㎡
家屋の延床面積	① 9,900.00	千	㎡
専用部分の延床面積	② 5,500.00	千	㎡
共用部分の延床面積	③ 4,400.00	千	㎡
延床面積	④ 2,900.00	千	㎡
非課税施設に係る共用床面積(⑤欄の延床面積)	⑤ 580.10	千	㎡
延床面積	⑥ 2,319.90	千	㎡
延床面積	⑦ 600.00	千	㎡
延床面積	⑧ 2,319.90	千	㎡
延床面積	⑨ 600.00	千	㎡
延床面積	⑩ 600.00	千	㎡

注 記載欄については「事業所用家屋の貸付状況に係る申告の手引き」をご覧ください。

事業所用家屋の貸付廃止申告	廃止年月日	年	月	日
事業所用家屋の貸付廃止理由	取壊	譲渡	用途変更	
住所	氏名	職名	電話番号	
大阪府	大阪市長	大阪市長	大阪市長	

- 事業所用家屋の所在地をお書きください。
- 事業所用家屋に名称がある場合はその名称をお書きください。
- 事業所用家屋の階数をお書きください。
- 事業所用家屋の用途を具体的に書きください。
- 貸し付けを廃止した年月日をお書きください。
- 廃止の理由となる項目を○印で囲んでください。なお、その他の理由で廃止となる場合は、その理由を空白箇所にお書きください。
- 譲渡の場合は、譲受人の住所等をお書きください。
- この事業所用家屋が、特定防火対象物に該当する場合は、(ア)、(イ)及び(ウ)をそれぞれお書きください。なお、(ウ)欄に係る共用床面積については、該当施設の共用床面積に2分の1を乗じて得た共用床面積をお書きください。
- (ア)～(ウ)欄以外の非課税適用となる施設等に係る共用床面積をお書きください。

「貸付開始申告書」又は「事業所床面積異動申告書」の場合は、本欄に必要な事項をお書きください。

「貸付廃止申告書」の場合は本欄にお書きください。なお、この場合は、別表1及び別表2の添付は不要です。

「貸付開始申告書」又は「事業所床面積異動申告書」の場合で、全体共用の延床面積(④欄)の部分に、非課税となる施設がある場合にお書きください。なお、(ア)～(ウ)の欄は、この事業所用家屋が特定防火対象物に該当する場合はお書きください。

家屋全体を自社で使用している場合(貸ビルでない場合)は、備考欄に**自社使用**とお書きください。

# 事業所用家屋貸付(使用)状況明細書(別表1)記載例

## 一般的留意事項

- この申告書は**1枚目が控用**、**2枚目が提出用**で複写式となっております。
- ※印の欄は記載しないください。
- この明細書は申告書に添付してください。  
なお、貸付廃止申告の場合は不要です。
- 本表は入居者ごとにお書きください。  
ただし、事業所床面積の異動申告の場合で、特定の入居者の専用床面積の異動のみであるときは、当該異動のあった入居者についてお書きください。  
なお、所有者の専用部分がある場合は所有者も含まれますが、居住用部分がある場合は、当該居住用部分に係る入居者は含まれません。

①欄  
事業所用家屋に名称がある場合はその名称をお書きください。

②欄  
入居者が入居している階(室番号)の設定がある場合は当該室番号をお書きください。

③欄  
入居者の住所又は本店所在地の欄は、入居者が個人の場合は住所を、法人の場合は本店所在地を記載してください。  
ただし、入居者の住所又は本店所在地がこの事業所用家屋(貸ビル等)内の事業所等である場合は記載不要です。

④欄  
入居者の氏名又は名称をお書きください。  
なお、屋号がある場合は屋号も併せてお書きください。

⑤欄  
事業所用家屋の所有者(転貸者)が入居している場合も、他の入居者と同様にお書きください。

⑥欄  
空室がある場合は「空室」として当該部分もお書きください。

① 建物の名称 (階別)	② 入居者の住所又は本店所在地	③ 入居者の氏名又は名称 (屋号)	④ 全体共用に係る事業所床面積		⑤ 異動事由及び異動年月日	⑥ 頁番号
			専用床面積 F m <sup>2</sup>	共用部分のあん分に よる加算床面積 ⑦ E m <sup>2</sup>		
101	旭区大宮 1-1-17	大阪株式会社	639.30	269.65	908.95	
102	港区市岡 1-5-25	A 商事株式会社	310.70	131.05	441.75	
201	福島区吉野 3-17-23	B 金属工業株式会社	154.75	65.27	220.02	
202	城東区中央 3-4-29	C 実業株式会社	639.30	269.65	908.95	
203		D 開発株式会社	450.00	189.80	639.80	
301		有限会社 E 商事	395.25	166.71	561.96	
302		株式会社 F コーヒー	395.25	166.71	561.96	
303	西区新町 4-5-14	G 総合開発株式会社	310.70	131.05	441.75	
401		H 食品株式会社	950.00	400.70	1350.70	
402		I 工業株式会社	154.75	65.27	220.02	
501		(空室)	639.30	269.65	908.95	
502		J 印刷株式会社	310.70	131.05	441.75	
503		K 観光株式会社大阪支店	150.00	63.26	213.26	
			5500.00	2319.82	7819.82	15

注 所有者の専用部分がある場合は、所有者も入居者を含めてお書きください。

別表 1

②欄  
明細書が2枚以上になる場合は、連続番号を付してください。

③欄  
特定の入居者に係る専用床面積の場合にお書きください。  
したがって、貸付開始申告の場合及び家屋の延床面積、共用床面積の異動による申告の場合は記載不要です。

④欄  
全体共用部分の差引床面積を各専用部分の床面積の割合により、あん分した床面積をお書きください。  
<計算例>  
大阪株式会社の場合  
2,319.90 m<sup>2</sup> × 5,500.00 m<sup>2</sup>  
= 269.6567...  
端数処理により 269.65 m<sup>2</sup>  
(1 m<sup>2</sup>の100分の1未満を切捨て)となります。

⑤欄  
専用部分の床面積をお書きください。

⑥欄  
この欄の合計の床面積は申告書の⑥欄の床面積と一致します。ただし、端数処理により⑥欄の床面積より小さくなる場合があります。

# 一部共用に係る計算書（別表2）記載例

## 一般的留意事項

- 1 この申告書は**1枚目が控用、2枚目が提出用**で複写式となっております。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 床面積の各欄は、1㎡の100分の1未満を切り捨ててお書きください。

事業所用家屋に名称がある場合は、その名称をお書きください。

一部の入居者の用に供する施設の用途をお書きください。  
例：駐車場

この事業所用家屋が、特定防火対象物に該当する場合には、②、③及び④をそれぞれお書きください。  
なお、④欄に係る共用床面積については、該当施設の共用床面積に2分の1を乗じて得た共用床面積をお書きください。

②～④欄以外の非課税適用となる施設等に係る共用床面積をお書きください。

入居者の氏名又は名称をお書きください。  
なお、屋号がある場合は屋号も併せてお書きください。

専用部分の床面積をお書きください。

建物の名称	おおさかビル1号館		※ 登録番号	
一部共用に係る区分及び用途	I ( 駐車場 )		II ( )	
共用部分の延床面積	①	千 ㎡	①	千 ㎡
特で消防防犯対策に供する共用床面積	②		②	
防す又は防火対策に供する共用床面積	③		③	
①の共用部分の非課税となる共用床面積	④		④	
②の非課税となる共用床面積	⑤		⑤	
③の非課税となる共用床面積	⑥		⑥	
合計	⑦		⑦	
区分対象となる共用床面積 (①-⑦)	⑧	600.00	⑧	
入居者の氏名又は名称 (屋号)	⑨		⑨	
大阪株式会社	⑩	450.00	⑩	
A商事株式会社	⑪	300.00	⑪	
有限会社E商事	⑫	150.00	⑫	
合計	⑬	900.00	⑬	
異動事由		異動年月日		異動年月日

## 一部共用に係る計算書

一部共用部分の延床面積を各専用部分の床面積の割合によりあん分した床面積をお書きください。  
＜計算例＞  
A商事株式会社の場合  
300.00㎡  
600.00㎡× $\frac{300.00}{600.00}$   
= 200.00㎡

別表2

注. 地下駐車場等における賃貸借契約の形態上、各専用床面積の算出が困難である場合は、駐車場部分に係る事業所床面積を駐車台数によりあん分しても差し支えありません。  
なお、駐車台数によりあん分する場合は記載方法については、事業所税グループまでお問い合わせください。

この欄の合計の床面積は申告書の⑩欄の床面積と一致します。ただし、端数処理により⑩欄の床面積より小さくなる場合があります。

# 事業所用家屋（貸ビル等）入居者異動申告書記載例 （「事業所用家屋（貸ビル等）申告書」の提出後に、入居者の異動のみが生じた場合）

## 一般的留意事項

- ※印の欄は記載しないでください。
- この申告書は、既に提出した申告内容について、その後の入居者の異動（転出及び転入）があった場合に提出してください。
- 事業所用家屋（貸ビル等）の事業所床面積に異動があった場合、入居者の専用床面積又は共用床面積に異動があった場合及び貸付を廃止した場合など、転出・転入以外の異動があった場合は、この申告書の用紙によらず「事業所用家屋（貸ビル等）申告書」の用紙を用いて申告してください。
- 入居者に異動のない場合は、この申告書の上段の各欄に必要な事項を記入のうえ、「1 今回の申告については、入居者の異動はありません。」の番号に○印を付して提出してください。なお、建物の所在地及び名称欄に印字がされていないものが送付された場合は、印字内容を確認し、誤りがあるときは書き訂正のうえ、前述のとおり記入してください。
- この申告書の下欄が不足する場合は、「事業所用家屋（貸ビル等）入居者異動申告書（総統用紙）」を用いてお書きください。

**事業所用家屋（貸ビル等）入居者異動申告書**

令和 8 年 8 月 28 日	大阪市長	大阪 三郎	大阪 三郎	大阪 三郎	大阪 三郎
住 所 <small>（フリガナ）</small> 大阪市長	又 は 転 貸 者 の 住 所 <small>（フリガナ）</small> 大阪市長	建 物 の 主 名 義 者 の 住 所 <small>（フリガナ）</small> 大阪市長	建 物 の 名 義 者 の 住 所 <small>（フリガナ）</small> 大阪市長	建 物 の 所 在 地  大阪市長	建 物 の 名 称  大阪市長
事業所用家屋の貸主（管理者も可）又は転貸者の住所（所在地）、氏名（名称）をお書きください。		この申告に応答する担当者の氏名及び課・係名・電話番号をお書きください。		建物の所在地 大阪市長中之島 1-3-20	
入居者に異動のない場合は「1」に、入居者に異動がある場合は「2」に○印を付してください。		入居者の住所又は本店所在地 大阪市長中之島 1-3-20		建物の階数 地上6階 地下1階	
入居者が入居している階（室番号の設定がある場合は当該室番号）をお書きください。		入居者の住所又は本店所在地 大阪市長中之島 1-3-20		用途 店舗・事務所	
入居者の住所又は本店所在地の欄は、入居者が個人の場合は住所を、法人の場合は本店所在地を記載してください。ただし、入居者の住所又は本店所在地がこの事業所用家屋（貸ビル等）内の事業所等である場合は記載不要です。		入居者の住所又は本店所在地 大阪市長中之島 1-3-20		事業所用家屋の階数をお書きください。	
入居者の氏名又は名称をお書きください。なお、屋号がある場合は屋号も併せてお書きください。		入居者の住所又は本店所在地 大阪市長中之島 1-3-20		事業所用家屋の用途を具体的に書きください。	
空室の場合は「空室」として当該部分をお書きください。		入居者の住所又は本店所在地 大阪市長中之島 1-3-20		事業所用家屋の所在地をお書きください。	

- 今回の申告については、入居者の異動はありません。
- 大阪市市税条例第152条の規定により事業所用家屋に係る入居者の異動状況を申告します。

階 (室番号)	異動前の入居者			異動後の入居者		
	入居者の住所又は本店所在地	氏名又は名称 (職 務)	※ 管理番号(年)	入居者の住所又は本店所在地	氏名又は名称 (職 務)	※ 管理番号(年)
302	株式会社Fコービー	浪速区敷津東 1-4-20	8.7.19 [395]25	株式会社L興業	浪速区敷津東 1-4-20	8.8.2 [395]25
501	(空 室)	西淀川区御幣島 1-2-10	8.7.5 [639]30	M企画株式会社	西淀川区御幣島 1-2-10	8.7.5 [639]30

注：2枚目裏面の記載要領をご覧ください。

入居者の転出（転入）年月日をお書きください。また、「専用床面積」の欄には転出時又は転入時のそれぞれの専用床面積をお書きください。



## よくあるご質問

Q 1 ゴンドラ式駐車場の床面積はどのように算定すればよいですか。

A 1 ゴンドラが工作物に該当する場合には、一般的に、床面積は1階にしか存しないこととなりますので、当該1階の床面積を駐車台数であん分してください。

Q 2 共用部分の床面積の算定にあたり、端数を切り捨てているため、事業所用家屋（貸ビル等）貸付（使用）状況明細書（別表1）に記載する共用部分のあん分による加算床面積の合計が事業所用家屋（貸ビル等）申告書の全体共用の差引床面積と合わないのですが、どうすればよいですか。

A 2 端数を切り捨てたことにより床面積に差が生じる場合がありますので、そのまま申告してください。

Q 3 建物の一部を自社が使用している場合はどのように記載すればよいですか。

A 3 自社使用部分についてもその他の賃貸部分と同様に、事業所用家屋（貸ビル等）貸付（使用）状況明細書（別表1）に記載してください。

Q 4 貸テナントに「空室」がありますが、申告書への記載は必要でしょうか。

A 4 「空室」部分の事業所床面積についても申告書に記載してください。申告書の書き方については、P. 7およびP. 9の記載例をご参照ください。

Q 5 建物を取壊した、又は、売却した場合はどうすればよいですか。

A 5 事業所用家屋（貸ビル等）申告書の右側の「事業所用家屋の貸付廃止申告」欄に必要事項を記載のうえ、提出してください。

Q 6 建物の専用部分と共用部分の割合が変わったのですが、事業所用家屋（貸ビル等）入居者異動申告書はどのように記載すればよいですか。

A 6 事業所用家屋（貸ビル等）入居者異動申告書は、入居者の異動が生じた場合に記載していただくものとなりますので、お手数ですが、あらためて事業所用家屋（貸ビル等）申告書及び事業所用家屋（貸ビル等）貸付（使用）状況明細書（別表1）に記載してください。